

リース会計についての一考察

—効率的市場仮説からのアプローチ—

孔 炳龍

1. 問題の所在

2007年3月企業会計基準第13号と企業会計基準適用指針第16号が公表された。それに伴い、所有権移転外ファイナンス・リースについて、原則として売買処理とし、例外として、賃貸借処理にして注記する会計処理を認めていたものを廃止し、売買処理に1本化することになった。この会計基準の変更は日本のリース会計基準の国際的な会計基準への歩み寄りを意味している。

しかしながら、今回の会計基準の変更が、もし当該企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響が無いならば、効率的市場を前提とする透視仮説では、ファイナンス・リースが売買処理として、貸借対照表上にリース資産とリース債務を計上する（オン・バランス）場合も、賃貸処理して注記する場合も投資者の投資意思決定には同じ意味合いを有することになり、会計基準の改正前と改正後との間で経営者の会計行動（ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの認識）に何ら影響しないと考えられる。

だがはたして所有権移転外ファイナンス・リースをオン・バランス化することは、企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響しないのであろうか。本稿では、かような点について考察し、今回の会計基準の変更によって、企業の経営者がおこなうだろう会計行動を説明し予測する。

2. これまでの概要

2007年3月30日に、企業会計基準委員会により「リース取引に関する会計基準及び同適用指針」（企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号）が公表された。これによって、所有権移転外ファイナンス・リースについてそれまでの、原則として売買処理とし、例外として、賃貸借処理にして注記する会計処理を、廃止し、売買処理に1本化することになった。かくて日本のリース会計基準は、ある意

味で国際的なスタンダードに追いついたといえよう。

そこで先ず、会計基準成立の経緯について服部（2007）に基づいて述べることにしよう。服部（2007）によると、改正前の会計基準が公表される以前には、リース取引に係る会計処理と開示は、旧証券取引法上の「開示省令」と「開示取扱通達」そして旧商法上の「計算書類規則」第18条の2および第48条の規定が存在していた。しかしながら、これらは、その物件の存在の注記（物件名と数量の注記）という物量的な情報開示であり、金額の開示には及んでいないという。その後、国際的な会計基準との調和とディスクロージャーの充実などの視点から、旧大蔵大臣の諮問機関である企業会計審議会がリース会計について検討し、1993年6月17日に旧大蔵省の企業会計審議会は、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（改正前のリース会計基準）と、1994年2月10日にJICPAが実務上の具体的な運用ルールを定めた「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（改正前の実務指針）を公表し、それが旧証券取引法の対象企業に適用されていた。この改正前のリース会計基準は、リース取引の定義とリース取引の分類（ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類）を示し、それぞれの取引の会計処理の考え方を明らかにしている。

一方、改正前の実務指針は、リース取引の判定基準、会計処理及び開示、そして賃貸借処理の場合の注記金額の算定方法等の個別の問題の説明と、重要性の乏しい取引については資産計上や注記の省略または注記の簡略化ができることを明らかにしている。

次に、茅根（1998）に基づいて、リース会計について企業会計基準第13号以前の概要を述べることにしよう。

表1は、日本におけるリース会計基準について、企業会計基準第13号及び企業会

表1 改正以前のリース会計基準

| | | リース会計基準 |
|-----------|-----------|------------------------------------|
| 資本化に対する反応 | | オフバランスの改善 会計基準の国際的調和 |
| 会計処理 | 所有権移転リース | 売買処理 |
| | 所有権移転外リース | (原則) 売買処理 (例外) 賃貸借処理+注記 |
| 注記内容 | | 資本化相当情報（資産情報, 負債情報, 損益情報, 処理基準） |
| メリット | | 財務諸表におけるリース情報の開示 |

(出所：茅根，1998，p. 216，表5. 12をもとに作成)

計基準適用指針第16号以前の内容を表している。

かような改正以前のリース会計基準のもとでのファイナンス・リース取引の借り手 (lessee) 側である日本の企業の開示実態の特徴を述べるに、茅根 (1998) の調査によると、所有権移転ファイナンス・リースについての開示企業は皆無であり、ファイナンス・リースはみな所有権移転外ファイナンス・リースであることがわかる。また、所有権移転外ファイナンス・リースについても調査した企業のすべてが賃貸借処理を採用し、注記でリース情報を開示しているのみで、資本化処理をしている事例は見られない。

これらの点について、茅根 (1998) は税法の規定が影響していることを指摘している¹⁾。すなわち、所有権移転ファイナンス・リースの場合それが開示されていないのはそれに該当するものが税法では売買と認められており、割賦または延払条件付譲渡として処理されており、所有権移転ファイナンス・リースの存在が貸借対照表上明示されないことに起因しているのである。また、所有権移転外ファイナンス・リースについては、リース利用企業が資本化処理を採用するという認識が希薄である点と賃貸借処理の節税メリットなどの税法の影響を指摘している。

所有権移転外ファイナンス・リースについて、調査されたリース利用企業が、注記でリース情報を開示しているのみで資本化処理をしているのは、茅根 (1998) が指摘しているように節税のメリットの維持が将来キャッシュ・フローの獲得能力の点で大きいと思われる。この場合の節税メリットとして、次の2つが当てはまるであろう。1つめは、支払リース料をそのまま税務上の損金とすることができる点である。2つめは、自社で資産を購入するよりも早期の損金算入が可能である点である。つまり、節税メリットの維持によりオン・バランス化するかしないかで、当該企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響することを物語っており、投資者は、当然、オン・バランス化することによって当該企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響がでた場合²⁾、その投資意思決定を変更する可能性があるので、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借り手 (lessee) 側の経営者は、それを見越して所有権移転外ファイナンス・リースをオン・バランス化するかどうか決めるのである。

3. 企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号

企業会計基準委員会は、2007年3月30日に企業会計基準第13号「リース取引に関

する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を公表した。これら企業会計基準第13号と企業会計基準適用指針第16号は、すべての会社に適用されると考えられる。

企業会計基準第13号が適用される取引の範囲であるが、企業会計基準適用指針第16号にその詳細な会計処理が規定されている。表2は、企業会計基準第13号でファイナンス・リース取引と判定されるリース取引を表している。

通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引とは、通常のリース取引を意味しており³⁾、リース期間中のリース料の支払いが均等で、リース期間がリース物件の経済的耐用年数よりも長くないリース取引である⁴⁾。

ファイナンス・リース取引の判定基準は、改正前の会計基準と同様に①解約不能と②フルペイアウトの2つの基準を設定している。かようなファイナンス・リースは、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに分類される⁵⁾。

所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リースそしてオペレーティング・リースの違いは、下記図1のような小賀(2007)のフローチャートに明確に現れている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の借り手(lessee)側の会計処理であるが、企業会計基準第13号と企業会計基準適用指針第16号では、リース取引開始日に通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をおこなうことになる。つまり、リース資産とリース債務を計上するのである。改正前は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が認められており、リース資産とリース債務についてはオン・バランスせずに注記することができた。

一方、貸し手(lessor)側の方の会計処理であるが、貸し手(lessor)において

表2 企業会計基準適用指針第16号の対象となるファイナンス・リース取引

| | 取 引 | 適用指針の対象の有無 |
|------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 会計基準でファイナンス・リース取引と判定されるリース取引 | ・通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引 | 適用指針で、会計処理が定められている。 |
| | ・不動産に係るリース取引 | |
| | ・上記以外のリース取引 | 適用指針で会計処理が示されておらず、実態に基づき会計処理を行う。 |

(出所：小賀，2007年，p. 38，図表1)

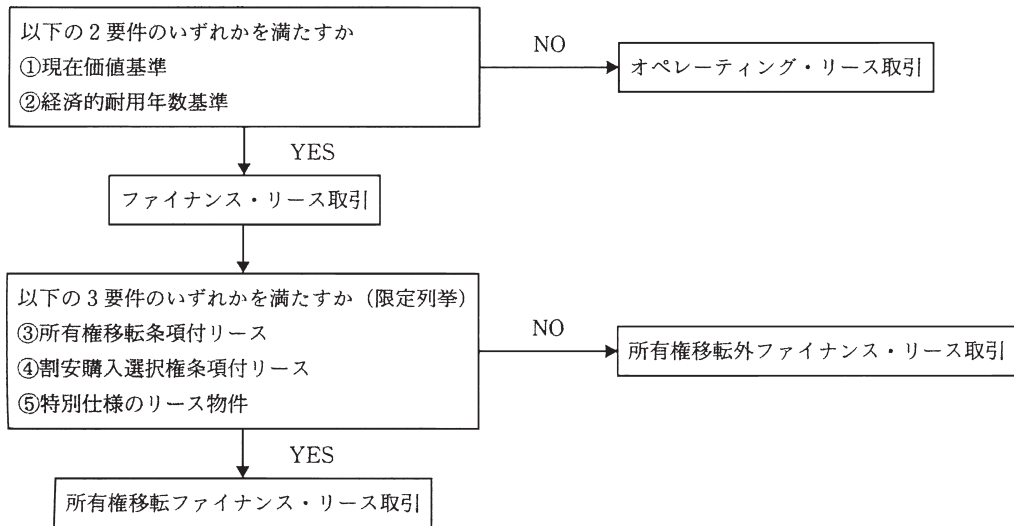


図1 リース取引の分類

(出所：小賀，2007年，p. 41，図表3)

も通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に一本化されている。貸し手 (lessor) は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてリース投資資産として計上する。かくて、貸し手 (lessor) は、リース料を受受する権利と貸し手 (lessor) の見積残存価額を資産として計上する。

ところで、かように企業会計基準第13号と企業会計基準適用指針第16号によって、リース会計の新しい会計基準等が制定された一方で、税制はいかように改正されたのであろうか。とりわけ前述のように、所有権移転外ファイナンス・リースについては、改正以前には節税メリットが存在していたのである。

表3は、改正後のリース税制と新会計基準等との主な異同を表している。

改正後、所有権移転外ファイナンス・リースは、オン・バランス化が義務づけられている。したがって、損金算入はリース資産の減価償却によっておこなわれる。減価償却方法は、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号では定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に合致したものを選択適用する一方、税制では定額法のみ適用となっている。この場合、耐用年数が問題となるが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号も税制も法定耐用年数でなく「リース期間」としており、この点についてはオン・バランス化しても従来の節税メリットは維持されていると考えられる。また井上 (2007a) によると、従来の租

表3 改正後リース税制と新会計基準等との主な異同

| | 改正後リース税制 | 新会計基準等 |
|----------------------|---|---|
| 現在価値基準の適用 | 現在価値に割り引く前の実際のリース料の金額をもとに判定 | リース料総額の現在価値をベースとして「現在価値基準」適用 |
| 利息相当額の配分 | 利息法又は定額法 ただし、利息相当額を区分しない方法も認められる。 | 原則は利息法 ただし、リース資産総額に重要性が乏しい場合は定額法又は利息相当額を区分しない方法も認められる。 |
| 減価償却 ■償却方法 | 定額法 | 定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に合致したものを選択適用 |
| ■耐用年数 | リース期間 | リース期間 |
| ■残存価額 | ゼロ | ゼロ |
| 少額・短期のリース取引、中小法人の取扱い | 賃借料として損金経理した金額は償却費として損金経理した金額に含まれ申告調整なく損金算入可能 | 賃貸借処理が認められる |
| 適用開始時期 | 平成20年4月1日以降締結する契約からで早期運用はない | 平成20年4月1日以降開始連結会計（事業）年度から早期適用もある |

(出所：井上，2007年，p. 201，図表31)

税特別措置法によるリース税額控除が廃止され、その代わりに資産を取得した場合に適用される通常の税額控除制度に基づき、売買価額全額を対象とする税額控除が適用できる。この場合、現行ではリース料総額の60%相当額を基準として税額控除額が算定されるが、井上（2007a）によると、改正後の税制では通常の売買取引と同様に100%相当額を基準として税額控除を受けることができる。かくて懸念されていた節税メリットの消滅は無いように思われるが、井上（2007a）によると、ただリース税制改正に伴う改正法令により所有権移転外ファイナンス・リース資産について、従来適用対象であった特別償却制度や圧縮記帳制度にそれが適用の対象外とされた。この点については節税のメリットが軽減しているといえるであろう。

4. 米国におけるリース会計と問題点

米国では従来の日本のリース会計基準（従来は折衷型基準）と異なり資本化型基

準を採用していたことから⁶⁾、多くの企業は資本化回避をおこなってきている。その具体的方策は、茅根(1998)によると次の通りであり実務上それほど困難でない。

- (a) 所有権移転基準に対して、借り手 (lessee) にリース資産に対する所有権の移転を条件として指定しないことを明示しておく。
- (b) 割安購入選択権基準に対して、リース契約に割安購入選択権を含めない。
- (c) 経済耐用年数の75%基準に対して、リース資産の見積経済耐用年数の75%を超えないようにリース期間を設定する。
- (d) 公正価値の90%基準に対して、最小リース料の現在価値をリース資産の公正価値の90%を超えないように調整する。

しかしながら、茅根(1998)によると(a)から(c)までは、資本化を回避することが比較的容易である一方、(d)の公正価値の90%基準は、借り手 (lessee) には資本化回避が比較的難しいと考えられる。そこで以下、茅根(1998)に基づいて次の3つの要因を回避方策として指摘することにしよう。

- (ア) 最小リース料総額の現在価値の計算に用いる利子率
- (イ) 残存価値保証額
- (ウ) 偶発賃借料

(ア)の最小リース料総額の現在価値の計算に用いる利子率であるが、貸し手 (lessor) はリース料の算定にあたり計算利子率を使用して最小リース料の現在価値を計算するが、借り手 (lessee) は以下の2つの条件が満たされると計算利子率を用い、そうでない場合は、追加借入利子率を使用することができる⁷⁾。

- ①貸し手 (lessor) の計算利子率を借り手 (lessee) が知って実際に利用できる。
- ②貸し手 (lessor) の計算利子率が借り手 (lessee) の追加借入利子率よりも低い。

この追加借入利子率の容認は結果的に借り手 (lessee) に資本化を回避する余地を与える。すなわち、借り手 (lessee) は意図的に貸し手 (lessor) の計算利子率が入手できないとみなし、上記の2つの条件を回避し計算利子率よりも高い追加借入利子率を用い最小リース料の現在価値を小さく計算するのである。

また、(イ)の残存価値保証額であるがそれはリース料の算定に関わる。SFAS第13号ではリース料は、次の4つの要素を加算して計算される。

- (i) リース期間に支払われるリース料
- (ii) 割安な購入選択権支払額
- (iii) 借り手 (lessee) による残存価値保証額
- (iv) リース期間終了後、リース契約を更新または継続しない場合に借り手 (les-

see) に要求される支払額

この場合、(iii)の借り手 (lessee) による残存価値保証額が資本化を回避する1つの手段として利用される。すなわち、いわゆる第3者保証人と称する事業が出現するのである。残存価値保証額は貸し手 (lessor) の場合、最小リース料に含まれているので公正価値の90%基準が満たされており、貸し手 (lessor) 側では販売型リースと処理される。一方、借り手 (lessee) の場合、残存価値を第3者に保証させるようにすれば借り手 (lessee) の最小リース料の算定にはその構成要素として含まれないことになり、本来キャピタル・リースであるものがオペレーティング・リースに転換する可能性があるのである。

最後に、(v)の偶発賃借料であるがそれは、リース契約のもとで交渉される変動的要素を含んだ支払額である。この偶発賃借料は、そのサービスが提供され、その金額に関する支払義務が発生するまでは認識すべきでないと考えられリースの当初金額を測定する現在価値の算定から除外される。かくて、リース契約の構築に際して偶発賃借料の定義を満たすようにリース支払額の設定がおこなわれ最小リース料の現在価値が小さく計算される可能性がある。

かように米国では、本来ファイナンス・リースであるべき内容のリース取引を経営者の裁量によって容易にオペレーティング・リースへと変更する会計行動がとられているようである。そこで次に、青木 (1994) に基づいて米国でのリース会計に関する実態分析をみていくことにしよう。青木 (1994) はCOMPUSTAT DATAに基づき、米国における企業のファイナンス・リースのオフ・バランス化を実態分析している⁸⁾。青木 (1994) によると、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースのリース料の総額を次のように推計される。

ファイナンス・リースのリース料総額：以下の表4からファイナンス・リースのデータから573社のリース債務は、26,298百万ドルである。

また、リース料総額に対するリース債務の割合は、リース料に含まれる利子率を国債利回り8.08%とすると、0.396である⁹⁾。

したがって、573社のリース総額の推定は、以下のようになる。

$$26,298 \div 0.396 = 66,409 \text{ 百万ドル。}$$

オペレーティング・リースのリース料総額はオペレーティング・リースのデータのある1,100社の5年分のリース料167,067百万ドルである。

アニュアル・レポートより255社のリース料は以下のようになる。

① 1年～5年のリース料 93,935

| | |
|----------------|---------|
| ② 6年目以降のリース料 | 130,186 |
| ③ リース料総額 (①+②) | 224,121 |

1,100社のリース料総額の推定は以下のようになる。

$$167,067 \times (\text{③} / \text{①} = 2.386) = 398,608$$

以上のことから、青木(1994)は、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの割合を次のように算出する。

$$398,608 \div 66,409 = 6.00$$

かくて青木(1994)は、1,470社のうちファイナンス・リースがあるのは573社でオペレーティング・リースのある企業が1,100社であることから、企業数がオペレーティング・リースを有する企業がファイナンス・リースを有する企業の約2倍で、金額はオペレーティング・リースがファイナンス・リースの6.0倍であることを指摘し、このことから米国の企業がオペレーティング・リースを適用することによってオン・バランスをいかに多く回避しているかを推察している。

それでは投資者は、リース会計の方法の違いによって企業に対する評価を変更するのであろうか。Wilkins and Zimmer(1983)は、ファイナンス・リースをオン・バランスする場合、脚注で補足する場合、そしてオペレーティング・リースと同様とする場合で投資者(この場合は債権者)がいかに企業を評価するか実証している。

彼らは、次の3つの仮説を提示する。

- ①期間ローンを支払う能力に対する債権者(ローン役員)の評価と会社ローン申込者に喜んで貸す額は、企業の資本構造における負債の報告された割合に対し

表4 リース債務のある企業の財務状況

| リース債務 | 24,583百万ドル (573社の金額26,298) |
|------------|-------------------------------|
| 賃借料 | 35,005 |
| 有形固定資産(簿価) | 782,441 |
| 負債総額 | 1,083,147 |
| 自己資本 | 496,620 |
| 総資本 | 1,579,768 |
| 売上高 | 1,785,904 |
| 営業利益 | 137,973 |
| 税引前利益 | 98,691 |

COMPUSTAT DATAより作成。

(出所: 青木, 1994, p. 8, 表8)

て逆関係である。

②期間ローンを支払う能力に対する債権者（ローン役員）の評価と会社ローン申込者に喜んで貸す額は、ファイナンス・リースの会計方法にかかわらず、同じである。

③期間ローンを支払う能力に対する債権者（ローン役員）の評価と会社ローン申込者に喜んで貸す額は、申込者が期間ローンによって資金調達しても、ファイナンス・リースで資金調達しても同じである。

ローン役員は、次の3つのグループに分類される。

(グループ1) SFAS第13号によるファイナンス・リースのオン・バランスと脚注開示。

(グループ2) 脚注に制限されたリース開示。

(グループ3) ファイナンス・リースよりも負債資金調達が期間ローンによっている。

Wilkins and Zimmer (1983) の実証研究では、2社（低いレバレッジの会社：LGLと高いレバレッジの会社HGL）の監査済財務諸表を比較して、債権者（被験者）は評価することになる。この場合に被験者間の比較では、リース会計処理の相違の比較がなされ、被験者内での比較では同じリース会計処理内でのレバレッジの相違での比較と、同じリース会計処理内の同じレバレッジでのローンの額の相違による比較がなされる。表5は、それぞれの実証結果が示されている。表5からわかるように、Wilkins and Zimmer (1983) のANOVA分析によると、リース会計処理の方法相違といった被験者間の相違では債権者の評価に有意な相違は見いだされなかった。一方、レバレッジの相違やローン額の相違といった被験者内での相違は有意に評価に影響している。かくて、先述の3つの仮説と実証結果は一致しており、リース会計処理の相違は債権者の評価に何ら影響しないといえる。

かように企業は新しいリース会計基準に合わせてリース会計処理を変更していることが、青木(1994)の実態分析からわかる一方、実際の債権者は、Wilkins and Zimmer (1983) の実証研究から明らかなように、リース会計処理の変更によってその評価に有意な影響を受けていない。このような相反する証拠は企業の経営者が市場の効率性に疑念を有しており機能的固定を支持している表れであるとも考えられる。またリース会計処理の変更が借り手 (lessee) の評価に影響しないとしても貸し手 (lessor) に影響する場合も考えられる。この点については次節で考察しよう。

表5 LGLとHGLの相対的評価

| 源 泉 | df | SS | MS | F | 有意性 |
|-------------|----|--------|--------|-------|-----|
| 被験者間 | | | | | |
| リースの資金調達 | | | | | |
| 方法または報告方法 | 2 | 5.21 | 2.60 | .32 | ns |
| 誤 差 | 48 | 382.26 | 7.96 | | |
| 被験者内 | | | | | |
| レバレッジ | 1 | 462.00 | 462.00 | 80.05 | .00 |
| レバレッジ×方法 | 2 | 5.21 | 2.60 | .45 | ns |
| 誤 差 | 48 | 277.02 | 5.77 | | |
| ローンの金額 | 1 | 167.76 | 167.76 | 86.78 | .00 |
| 金額と方法 | 2 | 9.68 | 4.84 | 2.50 | .09 |
| 誤 差 | 48 | 92.79 | 1.93 | | |
| レバレッジ×金額 | 1 | 8.24 | 8.24 | 12.86 | .00 |
| レバレッジ×金額×方法 | 2 | .27 | .13 | .21 | ns |
| 誤 差 | 48 | 30.73 | .64 | | |

(出所：Wilkins and Zimmer, 1983, p. 758, 表4)

5. 日本におけるリース会計の問題点

これまで企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号を簡潔に説明してきたが、この企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号によって、借り手 (lessee) と貸し手 (lessor) にどのように影響するか、以下、野村 (2006) に基づいて述べていこう。

先ず借り手 (lessee) への影響であるが、リース資産とリース負債が両建て計上された際の負債資本比率の悪化が指摘できる。

表6は業種別のファイナンス・リース債務の負債資本比率に与える影響を示している¹⁰⁾。悪化の影響度合いはどの業種でも10%未満に過ぎない。かくて野村 (2006) はその影響があまりないと示唆している。この点についてだが、企業会計基準第13号以前には、所有権移転外ファイナンス・リースは脚注で明確に表されていたのであるからセミ・ストロング・フォームで効率的と考えられる日本の証券市場では、合理的な投資家は本当の負債資本比率を既に推定していたと考えられ野村 (2006) による分析で10%未満の影響が多いか少ないかは別にしても、企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響しない限り合理的な投資者は投資意思決定を変更しないと考えられる¹¹⁾。

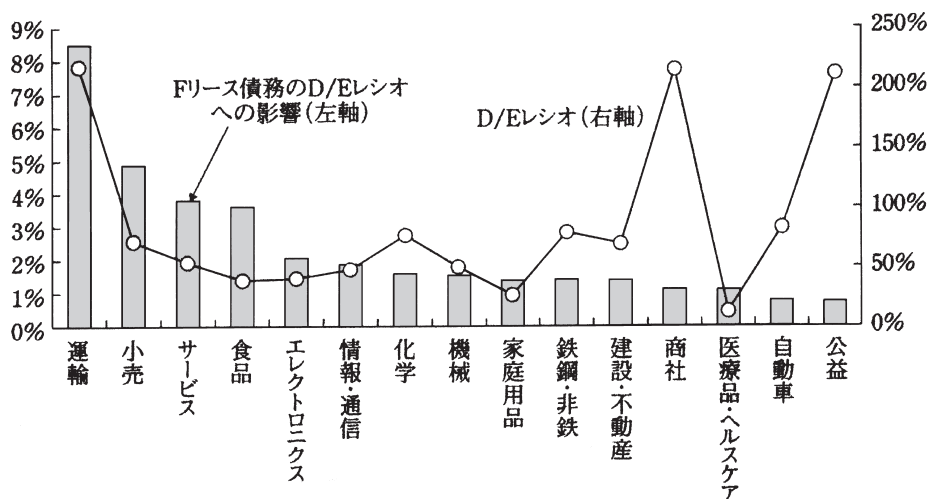
しかしながら、借り手 (lessee) 企業の投資者がたとえ合理的であるとしても、前述のアメリカのように借り手 (lessee) 企業の経営者が証券市場が非合理的であり機能的固定をしていると判断するならば、リース取引のメリットが喪失されたと考え、所有権移転外ファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの変更をおこなう可能性は十分にあり得る。

次に貸し手 (lessor) のリース企業に対する影響を見てみよう。野村 (2006) によると企業規模別のリース取扱高推移では、野村 (2006) が指摘しているように、中小企業向けリース取引 (3.9兆円, 49%) が市場全体のおよそ半分を占めている。

企業会計基準適用指針第16号では、リース契約が300万円以下の場合、賃貸借処理が認められているが、野村 (2006) によると中小企業向けのリース取引の平均単価は約230万円と推定されるという。そういった意味では、中小企業には企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号の影響はさほどないといえよう。

一方、大企業の場合、今回のリース会計基準の変更にリースによってそのメリットが失われたと借り手 (lessee) 企業の経営者が考え、リース取引から実際に資産を購入する自己所有への切り替えをする可能性もある。そのようになった場合、貸し手 (lessor) リース企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が影響する可能性が十分にあり、貸し手 (lessor) のリース企業に対する合理的な投資者は投資意思決定を変更する可能性は十分に考えることができる¹²⁾。

表6 業種別のファイナンス・リース債務の負債資本比率に与える影響



(出所：野村, 2006, p. 92, 図表1)

さすれば、貸し手 (lessor) のリース企業の経営者はそのようにならないために、事前に借り手 (lessee) 企業に所有権移転外ファイナンス・リースをオペレーティング・リースへ変更するように促すことも考えられるであろう。そのようになれば、これから日本の大企業においてアメリカのようにファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの変更が少なからずおこなわれる可能性も考えられなくもない。

6. 国際的動向

ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区別する会計処理では、アメリカの例で指摘してきたように、借り手 (lessee) 企業の経営者によって資本化回避がおこなわれる傾向がある。そういった意味で、今回のリース会計基準の改正によって日本の大企業ではこれからファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの変更がおこなわれる可能性が少なからずある。

このようなファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区別する会計処理について、山田 (2007) は次のような批判がなされていることを指摘している。

- (a) ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分に当り実質に関する判断を必要とするので、恣意的になる恐れがある。その結果、類似の取引が異なる会計処理の対象とされることがありえる。
- (b) 2つのリースを区分するに当って米国の会計基準では明確な数値規準が存在するため、ファイナンス・リースの会計処理の適用を回避するための操作が可能である。IAS第17号も米国の会計基準の数値規準が実質的に判断の指標として利用されていると想定される。
- (c) 2つのリースを区分する判断基準を現在のものよりも優れた原則ベースのものに改善することは可能かもしれないが、2つの異なる会計処理が存在する以上、改善された判断基準を回避する行為を根絶することは不可能である。
- (d) オペレーティング・リースの場合には、関連する負債が全く貸借対照表上に認識されないため、財務諸表の利用者は、当該金額を推定して分析せざるを得ない。
- (e) 多くのIFRSでリース取引は対象外とされているが、リース会計基準が古い基準であるため、その後開発されたIFRSと整合していない部分があり、他のIFRSの対象である類似取引との間に整合性が取れていない場合がある。

山田(2007)は、2007年3月のIASB会議の議論で、リース会計モデルとして以下の4つがあげられたことを示している。それらは①使用権アプローチ②資産全体モデル③未履行契約モデルそして④現在の会計基準で用いられているモデルである。

使用権アプローチとは、リース物件が引き渡された後は、借り手(lessee)は無条件の使用権を取得すると考え、それを資産として認識するものである。この場合、借り手(lessee)は同時に使用権の対価を支払わなければならない無条件の債務を有しており、これを負債として認識することになる。一方、貸し手(lessor)は、リース料を受領する権利及びリース物件に対するリース期間終了後の残余持分を有する。

資産全体モデルとは、リース期間中リース物件は借り手(lessee)の支配下におかれるのでリース物件は借り手(lessee)の資産として全額認識されるものである。この場合、借り手(lessee)は同時にこれに対応するリース料支払債務及びリース期間終了時にリース物件を返却しなければならない義務を負うことになる。一方、貸し手(lessor)は、リース料を受領する権利及びリース期間終了時にリース物件の返却を受ける権利を認識する。

未履行契約モデルとは、すべてのリース契約を未履行契約とみなす。ゆえに借り手(lessee)の使用権は、リース料の支払いを条件とする権利だと考える。また借り手(lessee)のリース料支払義務は、貸し手(lessor)がリース期間にわたってのリース物件の使用承認を条件とするものとする。ゆえに、使用権とリース料支払義務は純額で認識され、資産も負債も認識されず、オペレーティング・リースの会計処理と同じになる。また、貸し手(lessor)もリース契約に関する資産と負債を認識しない。

そして最後の現在の会計基準で用いられているモデルとは、リース契約をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分して、異なる2つの会計処理を認めることになる。

山田(2007)は、このうちで、IASBが使用権アプローチを暫定的に採用し、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分することを廃止する方向に向かって示していることを示している。

おわりに

日本では、このたびリース会計基準が改正された。これによって、従来、所有権

移転外ファイナンス・リースで例外として認められていた賃貸借処理が認められなくなり、売買処理に一本化された。このことによって、リース取引の借り手 (lessee) と貸し手 (lessor) には少なからず影響があると考えられる。例えば、借り手 (lessee) 企業の負債資本比率の悪化や、リース取引のメリットの喪失 (例えば、従来適用対象であった特別償却制度や圧縮記帳制度にそれが適用の対象外とされたことなどの節税メリットの軽減) によるリース取引から実際に資産を購入する自己所有への切り替え、そしてそれに伴う貸し手 (lessor) リース企業のキャッシュ・フロー獲得能力の低下などである。

かようなことを想定した場合、日本の大企業においてアメリカと同様に、借り手 (lessee) 企業の経営者によるファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの変更行動がこれから少なからず生じる可能性があるのではないだろうか。このように考えた場合、今、IASBで暫定的に採用している使用权アプローチは、一歩先を行く今後の日本のリース会計基準の方向性を示しているといえよう。

註

- 1) 改正前のリース税制では、所有権移転ファイナンス・リースが、売買処理の扱いである一方、所有権移転外ファイナンス・リースは、賃貸借処理の扱いになっている。
- 2) オン・バランスによる当該企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力への影響は、節税メリットだけではないと考えられる。その点については後述することにする。
- 3) 通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引に含まれない取引については、小賀 (2007) を参照せよ。
- 4) 通常の保守等とは、自動車やコピー機などのリース取引におけるメンテナンスなどをいう。
- 5) このようにファイナンス・リース取引を所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに分類するのは日本独特である。
- 6) 茅根 (1998) によると、資本化型基準をとっていたのは、米国のSFAS13のほかに、英国のSSAP21などがある。
- 7) 茅根 (1998) によると、計算利子率とは概念的に貸し手 (lessor) に流入するキャッシュ・フローの現在価値総額が、当該資産の完全な所有権を販売することによって、貸し手 (lessor) が即座に受け取ることができる金額に等しくなるような利子率である。また、追加借入利子率とは、リース開始時点で、借り手 (lessee) がリースを利用する代わりに、当該リース資産を購入すると仮定した場合に、その購入に必要な資金を同

程度の期間にわたって借り入れるのに負担しなければならない利子率である。

- 8) 青木(1994)は、ファイナンス・リースというよび方でなく、キャピタル・リースとよんでいるが、本稿ではファイナンス・リースというよび方で統一している。
- 9) $1 \div (1 + 0.0808)^n = 0.396$, $n = 11.9$ 。詳しくは、青木(1994)を参照せよ。
- 10) 負債資本比率の悪化は、自己資本比率やROA(総資産事業利益率)の低下も意味する。
- 11) 財務制限条項などによって、リース負債がオン・バランス化したことにより、実際に負債資本比率が変更したことで、企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響する場合には、合理的な投資者の投資意思決定も変化するであろう。
- 12) この他にも、貸し手(lessor)リース企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力に税制が影響することになるが、井上(2007b)によると、今回の改正後リース税制では貸し手(lessor)には課税の影響を最小限とするための措置が講じられているという。本稿では紙幅の関係で割愛することにする。詳しくは、井上(2007b)を参照せよ。

(参考文献)

- 青木茂男「米国におけるリースオンバランスの実態」『東京国際大学論叢』第49号, 1994年, pp. 1-21.
- Accounting Standards Committee, Statement of Standard Accounting Practice No.21, "Accounting for Lease and Hire Purchase Contracts", 1984.
- 茅根 聡『リース会計』新世社, 1998年.
- Financial Accounting Standards Board, *Accounting for Leases: FASB Statement No. 13 as Amended and Interpreted, Incorporating FASB Statements, Interpretations and Technical Bulletins issued through January 1990*, FASB, January 1990.
- 服部 勝『詳説 リース会計基準』税務研究会出版局, 2007.
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards IAS17 (Revised), *Leases*, IASC, December 1997.
- 井上雅彦『リースの会計・税務 第2版』日経文庫, 2007年a.
- 「新リース会計基準の適用に対応した税務上の取扱いについて」『会計・監査ジャーナル』Vol. 19, No. 12, 2007年b, pp. 49-54.
- 小賀坂敦「企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等の解説」『企業会計』第59巻第7号, 2007年, pp. 949-965.
- 野村嘉浩「投資家からみたリース会計基準のあり方」『企業会計』第58巻, 第12号, pp. 1915-1919.

リース会計についての一考察
—効率的市場仮説からのアプローチ—

Wilkins, T. and I. Zimmer, “The Effect of Leasing and Different Methods of Accounting for Leases on Credit Evaluations.” *The Accounting Review*, Vol. LVIII, No. 4 (October) 1983, pp. 749-764.

山田辰巳「リース会計基準を巡る国際的動向—IASBとFASBの共同プロジェクト」『企業会計』第59巻第7号, 2007年, pp. 972-977.